

議案第 6 4 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する条例で定める割合 1 4 分の 1 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

地方税法が一部改正され、一定の要件を満たす特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めることとされたことに伴い、当該割合を定めるため提案するものであります。